

災害時における物資の供給協力に関する協定書

東海村（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海村内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」）において、甲と乙が相互に協力して、被災住民等を救援するための物資を迅速かつ円滑に調達し供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とするときは、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち甲が要請した時点において乙が調達可能な物資とする。

- （1）食料品、飲料水、衣料品、日用生活品等の物資
- （2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続）

第4条 第2条の要請は、別に定める「災害時における食糧・物資の供給要請書（様式第1号（第4条関係）」）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、事後に「災害時における食糧・物資の供給要請書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「災害時における食糧・物資の供給報告書（様式第2号（第5条関係）」）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により、物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第8条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後、速やかに別に定める「連絡先（担当窓口）確認書（様式第3号（第9条関係）」）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

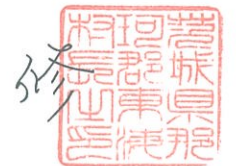
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年 8月21日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村長

山田 修



乙 茨城県つくば市西大橋599番地1

株式会社 カスミ
代表取締役社長

石井 俊樹

